

市議会 ○○○○議長様

令和6年 2月 日

請願者

住所

電話

紹介議員

困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じることを求める請願

請願趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が2024年4月に施行されます。1956年に制定された売春防止法で定められた婦人保護事業は、社会の変化とともに多様化・複雑化する支援ニーズに応えるには限界がありました。

本格的で包括的な女性支援のための法律が長年待たれてきた中でこの新法は、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら最適な支援を受けられるようにするものです。そのため、福祉が増進され、労働など関連施策も含めて多様な支援を提供する体制を整備することや、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目のない多様かつ包括的な支援を受けられることとしています。また人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすることがその理念として掲げられています。

この法律を実効性あるものにするため、地方自治体及び関係機関が、法律で定められた各施策の早期実現に向け連携し、協働していくことが不可欠です。しかし現時点で、この法律の理念と趣旨に則り、困難な問題を抱える女性を支援する体制が整っている自治体は少ないのが実情です。支援体制づくりへの国の果たす役割は大きいと言えます。

つきましては地方自治法第99条の規定により、意見書の提出を請願いたします。

請願項目

1. 女性相談支援員と支援に関わる包括的な専門家の育成、研修体制の強化と充実を図ること
1. 国として、この法律で定められた各施策の実現に必要な自治体への財源保障を行うこと
1. 相談支援体制の先進的な事例を調査し、各自治体の取り組みに資するよう例示すること

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 財務大臣